

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000236 南相馬復興工業団地積算業務委託
	履行場所	南相馬市原町区萱浜字北谷地地内外
	種 類	業務委託
	概 要	工事積算業務 1.0式 積算業務委託（300,000千円を超え400,000千円以下）
相 手 方	名 称	一般財団法人ふくしま市町村支援機構
	代 表 者	理事長 遠藤 雄幸
	所 在 地	福島県 福島市 中町7番17号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、南相馬復興工業団地の造成事業に係る工事積算業務である。 当該機関は、県及び市町村の建設・土木に係る監理・技術業務を補完・代替する公的機関として長年にわたり積算業務や発注者支援業務に携わっており、当該業務を行う知識や経験、技術を備えていると認められる県内唯一の機関であることから、随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 商工観光部商工労政課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2025000255 泉官衙遺跡郡庁院古代建物造営技術再現・復元工事監理業務委託
	履行場所	南相馬市原町区泉字町地内外
	種類	業務委託
	概要	建築工事 【新築工事監理業務】 泉官衙遺跡郡庁院古代建物造営技術再現・復元工事
相 手 方	名称	有限会社ウッドサークル
	代表者	代表取締役 中田 英史
	所在地	東京都 中央区 日本橋人形町二丁目16番2号4階
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、泉官衙遺跡郡庁院古代建物造営技術再現・復元工事の工事監理業務である。本工事は古代建物の復元を行うものであり、その施工においては、伝統的工法を用いた復元の設計・仕様に忠実に従うことに加え、設計図等に表すことのできない材の特性に応じて、また木造建造物の伝統技術を受け継ぐ技能者の手法上の特徴やクセなども把握したうえで、建設業者と技能者による綿密な連携のもとで一貫した施工が行われるように工事を監理することにより、復元の真正性を担保しながら工事を行う必要がある。当該業者は、令和5年度泉官衙遺跡郡庁院南殿・堀実施設計業務委託を受注した業者であり、これまでの設計業務の内容に基づき、復元の真正性を担保しながら的確な工事監理を行うことのできる唯一の業者であることから、上記設計業者との契約を随意契約とするものである。	
工事等担当課名 [教育委員会教育委員会事務局文化財課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000343
	履行場所	農業用水利施設等除草（小高区）業務委託
	種 類	業務委託
	概 要	草刈り業務 A=258,250m ² 農道 A=176,390m ² 農業用水施設 A= 81,860m ² (頭首工、ため池、揚水機場)
相 手 方	名 称	南相馬市復興事業協同組合
	代 表 者	理事長 石川 俊幸
	所 在 地	南相馬市 原町区橋本町四丁目 4 3 番地 1
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務委託は、主に機械による農道等の除草を行うものである。当該組合は市内業社 2 9 社で構成されており、現場状況や業務スケジュールに即した作業員の確保が出来ること、また市内全域の農道等の状況を把握していることから、本業務の確実な履行が見込めるのは当該組合のみであるため随意契約とするものである。	
工事等担当課名 [農林水産部農林整備課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000371 横川ダム機械設備保守点検業務委託
	履行場所	南相馬市原町区馬場字滝 地内
	種 類	業務委託
	概 要	取水ゲート 1 2 門 洪水吐ゲート 2 門 ホロージェットバルブ 2 基 導水路ゲート 2 門 分水ゲート 2 門 土砂吐ゲート 2 門 連絡管ゲート 1 門 除塵機 2 基
相 手 方	名 称	株式会社 I H I インフラ建設 東北支店
	代 表 者	支店長 早川 直人
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区本町一丁目 1 番 1 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は横川ダムの機械設備保守点検業務である。点検業務には当該業者が開発した既存装置との互換性および特殊器具を必要とするため他社での履行は不可能なことから、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約としたい。	
工事等担当課名 [農林水産部農林整備課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000394 高の倉ダム機械設備保守点検業務委託
	履行場所	南相馬市原町区高倉字細倉 地内
	種 類	業務委託
	概 要	取水ゲート 6 門 洪水吐ゲート 2 門 ホロージェットバルブ 1 基 開閉装置 1 基 非常用バルブ 1 基 河川放流ゲート 1 門 分水口ゲート 2 門
相 手 方	名 称	株式会社丸島アクアシステム 東北支店
	代 表 者	支店長 藤田 裕明
	所 在 地	宮城県 仙台市 宮城野区榴岡三丁目 7 番 3 5 号損保ジャパン仙台ビル
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、高の倉ダムの機械設備保守点検業務である。点検業務には当該業者が開発設置した既存装置との互換性及び特殊器具を必要とするため他社での履行はできないことから、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約としたい。	
工事等担当課名 [農林水産部農林整備課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。